

事務連絡
平成 27 年 2 月 26 日

各省庁 総合特区担当 各位
総合特区指定地方公共団体担当 各位

内閣府地方創生推進室

総合特別区域の運用について

常日頃から、当推進室の地域活性化施策の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

今般、内閣府地方分権改革推進室において、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定）に基づき、地方分権改革に関する全国的な制度改正に係る提案募集が行われ、「平成 26 年の地方からの提案に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定）において、総合特別区域（以下「総合特区」という。）の運用に関する措置が盛り込まれたところです。

これを踏まえ、現行規定で提案内容の実現が可能であることを明確化するため、下記のとおり通知しますので、今後の総合特区制度の推進にあたっての参考としてください。また、総合特区制度の推進に関する相談について引き続き積極的に対応していきます。

記

1 総合特区の市町村区域での指定について

総合特区の区域の範囲については、地方公共団体から合理的な理由をもって申請がある場合には、市町村区域での指定が可能です。

2 規制の特例措置に関する提案について

規制の特例措置に関する提案については、多岐にわたる提案に対して効率的に事務を行うため年 2 回の集中受付期間を設けていますが、総合特別区域基本方針（平成 23 年 8 月閣議決定、以下「基本方針」という。）において、「既に総合特区の指定を受けている場合にあっては、原則として通年で受け付けることとする。」とされており、当該受付期間以外であっても通年で提案を受け付けています。

また、国と地方の協議については、総合特区に指定された地方公共団体からの提案数及び要望を踏まえて効率的かつ効果的に協議を行うなど、提案の実現に向けて最大限努力し、規制の特例措置等の一層の充実・強化を図ります。

3 総合特区推進調整費について

認定総合特区計画に盛り込まれた複数年計画の事業に関しては、事業実施主体が切れ目なく事業を推進できるよう、当該事業を支援する関係府省において、基本方針に基づき、所管する予算制度を活用して重点的に財政支援を行うこととされており、当推進室から関係府省に要望内容を伝達し、対応を依頼しているところです。これによっても支援が不足する場合には、関係府省の予算制度で対応可能となるまでの間、総合特区推進調整費が活用できます。

内閣府地方創生推進室

総合特区総括担当 村田、濱口、河本、川原、後藤

TEL : 03-5510-2463 (直通)

平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

平成 27 年 1 月 30 日
閣 議 決 定

6 義務付け・枠付けの見直し等

【内閣府】

（1）総合特別区域法（平 23 法 81）（内閣官房と共管）【再掲】

- （i）総合特別区域の市町村区域での指定について、地方公共団体から合理的な理由をもって申請がある場合には、市町村区域での指定が可能であることを速やかに地方公共団体へ通知するとともに、市町村区域での指定に関する相談に関しては、事業の推進に支障のないよう積極的に対応する。
- （ii）規制の特例措置に関する提案（10 条及び 33 条）は通年で受け付けていることや、総合特別区域に指定された地方公共団体からの提案数及び要望を踏まえて効率的かつ効果的に国と地方の協議を行うなど、提案の実現に向けて最大限努力することを、地方公共団体に通知する。
- （iii）国際戦略総合特別区域計画の認定（12 条 10 項）及び地域活性化総合特別区域計画の認定（35 条 10 項）に係る法に定める認定事項（12 条 2 項又は 35 条 2 項）以外の届出を求めている事項について、関係者向けの文書で明確化する。
- （iv）国際戦略総合特区支援利子補給金（28 条）及び地域活性化総合特区支援利子補給金（56 条）の融資対象時期に、3 月及び翌年度予算の成立を条件として翌年度の 4・5 月を追加する。さらに、事業者推薦の申請受付については、4・5 月の融資を対象とした受付時期を追加する。
- （v）認定総合特区計画に盛り込まれた複数年計画の事業に関し、事業実施主体が切れ目なく事業を推進できるよう、当該事業を支援する関係府省において、所管する予算制度を活用して重点的に財政支援を行うとともに、これによっても支援が不足する場合には、関係府省の予算制度で対応が可能となるまでの間、総合特区推進調整費が活用できることを、関係府省及び指定地方公共団体に通知する。

総合特別区域基本方針（抄）

平成 23 年 8 月 15 日閣議決定
平成 24 年 7 月 27 日一部変更
平成 25 年 3 月 19 日一部変更
平成 25 年 6 月 25 日一部変更
平成 25 年 8 月 30 日一部変更
平成 26 年 3 月 28 日一部変更
平成 26 年 12 月 27 日一部変更

第二 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

2 総合特区に係る規制の特例措置等の提案の受付及び対応に関する基本方針

③ 総合特区に係る規制の特例措置等の提案受付の方法

提案の受付は、内閣官房が、内閣府において行う第三の 3 に示す総合特区の指定申請の受付と連携を取りながら行うものとする。また、内閣官房は、提案に向けた相談に応じるものとし、関係府省は、内閣官房が提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。なお、総合特区制度の説明や提案に向けた相談への対応は、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用して行うものとする。

提案の受付は、総合特区の指定申請をしようとする地方公共団体の提案については、原則として、第三の 3 に示す指定申請の受付と同時に行うものとし、既に総合特区の指定を受けている場合にあっては、原則として通年で受け付けることとする。

第五 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

4 総合特区における財政上の支援措置

総合特区における財政上の支援措置は、予算の範囲内で、以下により実施する。

① 関係府省の予算制度を活用した支援措置

関係府省は、認定総合特区計画に盛り込まれた事業に関し、所管する予算制度（総合特区推進調整費を除く。）を活用して、重点的に財政支援を行うものとする。指定地方公共団体は、総合特区計画の認定申請に当たり、国と地方の協議会の結果を踏まえ、認定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧を併せて内閣府に提出するものとする。

内閣府は、総合特区計画の認定手続と併行し、提出された要望内容を関係府省に伝達し、関係府省は、所管する予算制度の活用による要望への対応方針を決定し、内閣府に

報告する。内閣府は、関係府省から提出された対応方針を取りまとめるものとする。
また、認定後も、毎年度、同様の手続を行うこととする。

② 総合特区推進調整費を活用した支援

第五の4①によってもなお支援が足りない場合には、本方針及び内閣府が財務省と協議して定めるところにより、内閣府に予算計上された総合特区推進調整費によって機動的に補完する。

i) 総合特区推進調整費の使途

総合特区推進調整費は、以下の場合に活用することができる。

- ア) 指定を受けた総合特区に関し、提案された規制・制度改革の検討を関係府省において行う場合。
- イ) 認定総合特区計画に記載された、目的達成のために必要な事業への支援について、関係府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、関係府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、関係府省の予算制度を予算の範囲内で機動的に補完する場合。

ii) 総合特区推進調整費の活用手続

総合特区推進調整費の活用の手続は、i) のそれぞれの使途に応じ、以下のとおりとする。

ア) 指定を受けた総合特区に関し、提案された規制・制度改革の検討を関係府省において行う場合（i）-ア）の場合）

内閣府は、指定地方公共団体からの規制の特例措置等の提案を関係府省が検討するために必要な調査費等の要望を各関係府省から聴取の上、配分計画を策定する。

その上で、内閣府は、配分計画に基づき、総合特区推進調整費に係る予算を関係府省に移し替え、各関係府省において移替え後の予算の執行を行うものとする。

イ) 認定総合特区計画に記載された、目的達成のために必要な事業への支援について、関係府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、関係府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する場合（i）-イ）の場合）

内閣府は、①に基づく手続において、関係府省が所管する当該年度の予算制度では対応できないとする財政支援要望を踏まえ、関係府省に協議の上、総合特区推進調整費の配分計画を策定する。なお、総合特別区域担当大臣（法第63条第1項に規定する総合特別区域担当大臣をいう。以下同じ。）が必要と認めるときには、本部での調整を求めることができる。

内閣府は、当該年度における財政支援要望のうち、関係府省が所管する予算制度の活用及び総合特区推進調整費のいずれの活用も困難と関係府省で判断したものについては、当該関係府省から聴取の上、理由を総合特別区域担当大臣に対して説明する。

内閣府は、策定した配分計画に基づき、関係府省に対し総合特区推進調整費に係る予算の移替えを行い、当該予算の執行は、当該関係府省において行うものとする。

なお、いずれの場合についても、総合特区計画の認定後も、毎年度、同様の手続を行うものとする。